

(意見書案第31号)

第2期地方分権改革における農業・農村整備事業の国と地方の役割の見直しに関する意見書

北海道においては、大規模で専業的な経営体により、クリーンで効率的な農業が展開される中、水田の大区画化や作業機械の大型化に対応する安定したかんがい用水や、新規作物の導入や収量・品質の向上を図るための畠地かんがい用水などは、本道農業を支える極めて重要な役割を果たしている。

このかんがい用水は、農業・農村整備事業により建設されたダムや基幹的用水路などの一連の農業水利施設によって、安定的に農地に供給されており、本道農業が、国際化に対応して、国民への食料供給の責務を将来とも果たしていくためには、これらの農業水利施設が将来にわたって確実に整備・維持・更新されることが不可欠である。

このような中、現在、国においては、第2期地方分権改革に向けて、農業・農村整備事業における、国と地方との役割分担の見直しと、それに伴う国の出先機関の縮小・廃止などを検討しているが、その内容は、将来にわたって、本道の農業生産力の維持増進や農村の振興にかかる重要な事項である。

よって、国においては、農業・農村整備事業の国と地方の役割の見直しに当たって、下記事項について配慮されるよう強く要望する。

記

- 1 農業・農村整備事業における国と地方の役割分担の見直しに当たっては、これまでの北海道開発の経緯や、我が国最大の食料供給地域である北海道農業・農村の役割・特色を十分踏まえて検討すること。
- 2 国が行うべきものについては、国直轄事業として直接実施し、地方負担を廃止すること。
- 3 地方で行うべきものについては、事務・権限と一体的に、施設等の整備・維持・更新に必要な財源を確実に移譲すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

宛